**聖ヶ丘教育福祉専門学校**

**介護福祉士実務者研修の受講料は**

**社会福祉協議会の受講資金貸付制度で**

実質

介護業務に従事されている方必見！



介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について

１．制度の概要

・神奈川県社会福祉協議会が実施する事業です。

・実務者研修受講の資金（受講料や教材、交通費等）を借りる事業です。

・介護福祉士取得後、神奈川県内で2年間継続して介護業務に従事すると返済が全額免除になります。

・受講を開始してからでも申請申込みができます。

２．この制度が受けられる条件

※以下の条件のいずれかに該当していれば申請できます。

①．神奈川県内で介護の仕事に従事していること。

②．3年以上の介護業務に従事し、県内に住民登録している方

③．3年以上の介護業務に従事し、実務者研修施設に在学中、もしくはこれから入学される方。

３．介護福祉士の国家試験に合格しなくても、研修終了年度の受験から、その翌々年度の受験まで、返済は猶予されます。

例えば2019年に実務者研修を受け、同年度の国家試験（2020年1月実施）が不合格になっても、翌年の2021年が不合格になっても、2022年度の受験までは返済は猶予されます。

４．借りられる資金の上限は20万円で無利子です。

※連帯保証人が必要です。

５．申込み手続きは神奈川県社会福祉協議会の福祉人材センターで行います。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先  　社会福祉法人　神奈川県社会福祉協議会（かながわ福祉人材センター）  　〒２２１－０８３５　横浜市神奈川区鶴屋町２－２４－２  かながわ県民センター１３階  　電話：０４５－３１２－４８１６　　FAX：０４５－３１３－４５９０  　受付時間：月～金（祝祭日除く）　　　９時～１７時１５分 |